

総税固第37号  
令和7年5月9日

各道府県総務部長  
殿  
東京都総務・主税局長

総務省自治税務局固定資産税課長

「国有提供施設等報告書の作成等について」の一部改正について

「国有提供施設等報告書の作成等について（平成17年6月30日付け総税固第49号）」の一部を下記のとおり改正しますので通知します。

また、貴都道府県内市町村に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

記

「国有提供施設等報告書の作成等について」について、別添新旧対照表のように改正する。

## 国有提供施設等報告書の作成等についての一部改正新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>一 国有提供施設等報告書の作成上留意すべき事項</p> <p>3 自衛隊が使用する「飛行場」、「演習場」、「弾薬庫」、「燃料庫」及び「通信施設」の解釈については、概ね次によるものであること。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 「弾薬庫」とは、「弾薬庫」、「火工場」、「脱湿装置」、「資材庫」、「消防施設」のほか、当該弾薬支処及び出張所において弾薬の保管、補給、整備等の管理業務のために使用する「本部庁舎」、「隊舎（国家公務員宿舍法第13条の有料宿舍を除く。）」、「変電室」、「警衛所」、「倉庫」等をいうものであり、自衛隊法施行令第42条第1項に規定する補給処の支処及び出張所のうち弾薬支処及び弾薬出張所の弾薬の保管、補給及び整備を行なう施設並びにこれらの施設に類する施設で海上自衛隊の地方総監部又は地区総監部が管理するものをいうものであること。</p> <p style="padding-left: 2em;">なお、単に当該弾薬支処及び出張所に併置されているに過ぎない駐とん地の施設又は教育、訓練等のための施設等は、対象資産には含まれないものであること。</p> <p>(4) 「燃料庫」とは、概ね弾薬庫の例によるものであり、自衛隊法施行令第42条第1項に規定する補給処の支処及び出張所のうち燃料支処及び燃料出張所の液体燃料又は油脂類の保管、補給及び整備を行なうための施設並びにこれらの施設に類する海上自衛隊の地方総監部又は地区総監部が管理するものをいうものであること。</p>	<p>一 国有提供施設等報告書の作成上留意すべき事項</p> <p>3 自衛隊が使用する「飛行場」、「演習場」、「弾薬庫」、「燃料庫」及び「通信施設」の解釈については、概ね次によるものであること。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 「弾薬庫」とは、「弾薬庫」、「火工場」、「脱湿装置」、「資材庫」、「消防施設」のほか、当該弾薬支処及び出張所において弾薬の保管、補給、整備等の管理業務のために使用する「本部庁舎」、「隊舎（国家公務員宿舍法第13条の有料宿舍を除く。）」、「変電室」、「警衛所」、「倉庫」等をいうものであり、自衛隊法施行令第42条第1項に規定する補給処の支処及び出張所のうち弾薬支処及び弾薬出張所の弾薬の保管、補給及び整備を行なう施設並びにこれらの施設に類する施設で海上自衛隊の地方総監部_____が管理するものをいうものであること。</p> <p style="padding-left: 2em;">なお、単に当該弾薬支処及び出張所に併置されているに過ぎない駐とん地の施設又は教育、訓練等のための施設等は、対象資産には含まれないものであること。</p> <p>(4) 「燃料庫」とは、概ね弾薬庫の例によるものであり、自衛隊法施行令第42条第1項に規定する補給処の支処及び出張所のうち燃料支処及び燃料出張所の液体燃料又は油脂類の保管、補給及び整備を行なうための施設並びにこれらの施設に類する海上自衛隊の地方総監部_____が管理するものをいうものであること。</p>